

会員各位

宮崎国際ゴルフ倶楽部  
支配人 伊藤 智佳

## ジュニア会員の会員権証書不発行及び住所・所在地変更手続 必要書類変更に伴う会則一部変更のお知らせ

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当倶楽部に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、表題の件につきまして下記の通り改定をいたしますのでご確認下さいます様お願い申し上げます。

謹白

### 記

#### 1. ジュニア会員の会員権証書を不発行とする理由

現在会員資格を保有するジュニア会員には会員権証書を発行しておりますが、ジュニア会員の権利は一身専属であり、会則第9条（4）により、18歳になった後、最初に迎える3月31日で会員資格を喪失すること、また、会則第17条第1項により、第三者に譲渡することが出来ず、会員権を市場で売買することができないので、会員権証書を保有する必要性がございません。以上により、ジュニア会員の会員権証書を不発行としても、不利益に変更するものではないことから、2026年1月1日以降に入会受付したジュニア会員には、会員権証書を不発行といたします。

#### 2. 住所・所在地変更手続必要書類を変更する改定

会則第6条第4項にあるとおり、会員の住所、氏名等に変更があった場合には、遅滞なく弊社に届出し、会則別紙7-①「住所・所在地変更手続要項」において、個人会員および法人会員の登録者の自宅住所の変更の際には、現住所を証する「運転免許証、健康保険証のいずれかの写し、または印鑑証明書」を必要と定めていますが、会員の高齢化に伴い運転免許証を返納される場合もあることから、運転経歴証明書の写しも現住所を証する書面として加えることといたします。なお、運転経歴証明書は、2012年4月1日以降交付のものに限らせていただきます。

#### 3. 会則一部変更

上記改定に伴い、2026年1月1日を効力発生日として会則別紙1-②「入会手続要項【ジュニア会員】」、別紙6「諸料金一覧」及び別紙9「退会手続要項」にジュニア会員の会員権証書を発行しない旨、退会手続時にも会員権証書の提出が不要となることを明記いたします。

また、2025年10月1日を効力発生日として会則別紙7-①「住所・所在地変更手続要項」を上記2.に記載のとおり変更させていただきます。

会則変更箇所につきましては、新旧対照表をクラブハウス内の掲示板に掲示およびホームページ上に開示いたしますので、内容をご確認下さいますようお願い申し上げます。

以上

本件に関するお問い合わせ先  
〒880-0211  
宮崎県宮崎市佐土原町下田島 6634-1  
宮崎国際ゴルフ倶楽部 会員課  
電話：0985-73-1606

# 会則別紙会則別紙1-② 新旧対照表

## (現行会則)

宮崎国際ゴルフ俱楽部 入会手続要項 【ジュニア会員】

手 続	1. 必要書類の提出 2. 資格審査 3. 審査結果通知 4. 入会金の振込	本要項に記載の必要書類をご提出ください 書類審査およびゴルフ場にて面談を行います 入会申込者に連絡します 入会が承認された場合、下記の書類を郵送します (1) 入会資格審査承認書 (2) 入会金に関する御請求書 (3) 特定商取引に関する法律第5条で定める書面 入金確認後、会員資格が付与されます  ※ 入会金のお支払いは必ず期限までに指定口座へお振込みください。入会金のお支払い方法は銀行振込のみとなっており、フロントにて現金等でのお支払いは受付けておりませんので、予めご了承ください。
条 件	1. 入会申込時の年齢が18歳未満であること 2. 日本国内在住していること 3. 親権者が日本国内に印鑑登録していること 4. 入会者及び親権者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その他の反社会的勢力またはその関係者ではないこと 5. 資格審査において承認を得た後、特定商取引に関する法律第4条で定める書面に記載の金額を入金すること	
必要書類	① 入会申込書(個人用) ② 確認書 ③ 顔写真1枚(入会申込書に貼付け) ④ 親権者の印鑑証明書 ⑤ 入会者と親権者の統柄が確認できる戸籍の全部事項証明書 ⑥ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書	申込人の他に、親権者の記名・捺印も必要 タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの 年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印



## (変更後 ※効力発生日2026年1月1日)

宮崎国際ゴルフ俱楽部 入会手続要項 【ジュニア会員】

手 続	1. 必要書類の提出 2. 資格審査 3. 審査結果通知 4. 入会金の振込	本要項に記載の必要書類をご提出ください 書類審査およびゴルフ場にて面談を行います 入会申込者に連絡します 入会が承認された場合、下記の書類を郵送します (1) 入会資格審査承認書 (2) 入会金に関する御請求書 (3) 特定商取引に関する法律第5条で定める書面 入金確認後、会員資格が付与されます  ※ 入会金のお支払いは必ず期限までに指定口座へお振込みください。入会金のお支払い方法は銀行振込のみとなっており、フロントにて現金等でのお支払いは受付けておりませんので、予めご了承ください。
条 件	1. 入会申込時の年齢が18歳未満であること 2. 日本国内在住していること 3. 親権者が日本国内に印鑑登録していること 4. 入会者及び親権者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その他の反社会的勢力またはその関係者ではないこと 5. 資格審査において承認を得た後、特定商取引に関する法律第4条で定める書面に記載の金額を入金すること	
必要書類	① 入会申込書(個人用) ② 確認書 ③ 顔写真1枚(入会申込書に貼付け) ④ 親権者の印鑑証明書 ⑤ 入会者と親権者の統柄が確認できる戸籍の全部事項証明書 ⑥ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書	申込人の他に、親権者の記名・捺印も必要 タテ3cm×ヨコ2.4cm、撮影後6ヶ月以内のもの 年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印

# 会則別紙会則別紙6 新旧対照表

## (現行会則)

### 宮崎国際ゴルフ倶楽部 諸料金一覧

料金種目	正会員/平日会員	ジュニア会員
年会費	22,000 円	6,600 円
ロッカ一費(年間)	3,300 円	3,300 円
証書再発行手数料	11,000 円	11,000 円
バッグタグ再発行手数料	737 円	737 円

(消費税込)

※ 入会金は別紙1「入会手続要項」に定めます。

※ 名義変更料は別紙2「名義変更手続要項」に定めます。

※ 登録者変更料は別紙3「登録者変更手続要項」に定めます。



## (変更後 ※効力発生日2026年1月1日)

### 宮崎国際ゴルフ倶楽部 諸料金一覧

料金種目	正会員/平日会員	ジュニア会員
年会費	22,000 円	6,600 円
ロッカ一費(年間)	3,300 円	3,300 円
証書再発行手数料	11,000 円	—
バッグタグ再発行手数料	737 円	737 円

(消費税込)

※ 入会金は別紙1「入会手続要項」に定めます。

※ 名義変更料は別紙2「名義変更手続要項」に定めます。

※ 登録者変更料は別紙3「登録者変更手続要項」に定めます。

※ ジュニア会員には会員権証書を発行しません。

# 会則別紙会則別紙9 新旧対照表

## (現行会則)

宮崎国際ゴルフ俱楽部 退会手続要項

手 続	<p>1. 本要項に記載の必要書類をご提出いただいた後、審査を経て結果をご通知いたします。</p> <p>※ 会員権の証書を紛失された場合は、事前に当該証書の無効公告を行います。 異議申立ての催告期間(3ヶ月間)が経過するまで退会申請を受付できません。</p> <p>※ 退会申請が翌年1月1日以降となる場合は、翌年分の年会費をお支払ください。</p> <p>※ 別権利者(担保権者、質権者等)がいる場合には、退会できません。</p> <p>2. 退会承認書が届きましたら、退会手続は完了です。</p> <p>※ 退会承認後は退会の撤回はできません。</p> <p>※ 未収年会費がある場合は、預託金と相殺させていただきます。</p> <p>* 預託金の償還につきましては、以下のとおりお願いいたします。</p> <p>・据置期間経過前の場合 → 据置期間経過後に改めてお問合せください。 ・据置期間経過後の場合 → 別紙『預託金償還請求書』をご提出ください。</p>
必要書類	<p>① 退会申請書 ② 会員権の証書 ③ 印鑑証明書 ④ 履歴事項全部証明書</p> <p>法人会員の場合は法人のもののみ 法人会員の場合のみ必要</p> <p>※ 印鑑証明書、履歴事項全部証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。</p>
書類送付先 連絡先	<p>書類送付先</p> <p>宮崎国際ゴルフ俱楽部 会員課 〒880-0211 宮崎県宮崎市佐土原町下田島6634-1</p> <p>連絡先</p> <p>電話 0985-73-1606 FAX 0985-73-1610</p>



## (変更後 ※効力発生日2026年1月1日)

宮崎国際ゴルフ俱楽部 退会手続要項

手 続	<p>1. 本要項に記載の必要書類をご提出いただいた後、審査を経て結果をご通知いたします。</p> <p>※ 会員権の証書(ジュニア会員を除く)を紛失された場合は、事前に当該証書の無効公告を行います。 異議申立ての催告期間(3ヶ月間)が経過するまで退会申請を受付できません。</p> <p>※ 退会申請が翌年1月1日以降となる場合は、翌年分の年会費をお支払ください。</p> <p>※ 別権利者(担保権者、質権者等)がいる場合には、退会できません。</p> <p>2. 退会承認書が届きましたら、退会手続は完了です。</p> <p>※ 退会承認後は退会の撤回はできません。</p> <p>※ 未収年会費がある場合は、預託金と相殺させていただきます。</p> <p>* 預託金の償還につきましては、以下のとおりお願いいたします。</p> <p>・据置期間経過前の場合 → 据置期間経過後に改めてお問合せください。 ・据置期間経過後の場合 → 別紙『預託金償還請求書』をご提出ください。</p>
必要書類	<p>① 退会申請書 ② 会員権の証書(ジュニア会員を除く) ③ 印鑑証明書 ④ 履歴事項全部証明書</p> <p>法人会員の場合は法人のもののみ 法人会員の場合のみ必要</p> <p>※ 印鑑証明書、履歴事項全部証明書は発行後6ヶ月以内のものを有効として扱います。</p>
書類送付先 連絡先	<p>書類送付先</p> <p>宮崎国際ゴルフ俱楽部 会員課 〒880-0211 宮崎県宮崎市佐土原町下田島6634-1</p> <p>連絡先</p> <p>電話 0985-73-1606 FAX 0985-73-1610</p>

# 会則別紙7-①新旧対照表

## (現行会則)

### 宮崎国際ゴルフ倶楽部 住所・所在地変更手続要項

手 続	■ 本要項に記載の必要書類をご提出ください。
必要書類	<p><b>個人会員の場合</b></p> <p>① 住所・所在地変更届 ② 自宅住所を変更した場合は、現住所を証する次の身分証等 ・運転免許証、健康保険証のいずれかの写し、または印鑑証明書</p> <p><b>法人会員の場合</b></p> <p>① 住所・所在地変更届 ② 本店所在地を変更した場合は、その履歴が記載されている履歴事項全部証明書、または一部証明書 ③ 登録者が自宅住所を変更した場合は、現住所を証する次の身分証等 ・運転免許証、健康保険証のいずれかの写し、または登録者の印鑑証明書</p>
※ 勤務先・通信先(郵送先)の変更は添付書類不要。住所・所在地変更届のみご提出ください。 ※ 運転免許証、健康保険証の写しは住所、氏名、生年月日が確認できる箇所をご提出ください。	
書類送付先 連絡先	<p>書類送付先</p> <p>宮崎国際ゴルフ倶楽部 会員課 〒880-0211 宮崎県宮崎市佐土原町下田島6634-1</p> <p>連絡先</p> <p>電話 0985-73-1606 FAX 0985-73-1610</p>



## (変更後 ※効力発生日2025年10月1日)

### 宮崎国際ゴルフ倶楽部 住所・所在地変更手続要項

手 続	■ 本要項に記載の必要書類をご提出ください。
必要書類	<p><b>個人会員の場合</b></p> <p>① 住所・所在地変更届 ② 自宅住所を変更した場合は、現住所を証する次の身分証等 ・運転免許証、<b>運転経歴証明書</b>、健康保険証のいずれかの写し、または印鑑証明書</p> <p><b>法人会員の場合</b></p> <p>① 住所・所在地変更届 ② 本店所在地を変更した場合は、その履歴が記載されている履歴事項全部証明書、または一部証明書 ③ 登録者が自宅住所を変更した場合は、現住所を証する次の身分証等 ・運転免許証、<b>運転経歴証明書</b>、健康保険証のいずれかの写し、または登録者の印鑑証明書</p>
※ 勤務先・通信先(郵送先)の変更は添付書類不要。住所・所在地変更届のみご提出ください。 ※ 運転免許証、健康保険証の写しは住所、氏名、生年月日が確認できる箇所をご提出ください。 ※ <b>運転履歴証明書は、2012年4月1日以降交付のものに限ります。</b>	
書類送付先 連絡先	<p>書類送付先</p> <p>宮崎国際ゴルフ倶楽部 会員課 〒880-0211 宮崎県宮崎市佐土原町下田島6634-1</p> <p>連絡先</p> <p>電話 0985-73-1606 FAX 0985-73-1610</p>